

犯罪被害者支援弁護士制度検討会（第2回）

議事要旨

1 日時

令和2年8月28日（金） 午前10時30分～午後零時10分

2 場所

東京地方検察庁教養課会議室

3 議題

- (1) 法テラスによる総合法律支援の全体像について
- (2) 法テラスによる犯罪被害者支援について
- (3) 日本弁護士連合会における犯罪被害者法律援助への取組について
- (4) 意見交換

4 議事等

(1) 法テラスによる総合法律支援の全体像について

事務局（司法法制部）から、資料1-1～1-3に基づき、以下のとおり、法テラスによる総合法律支援の全体像について説明をした。

ア 法テラスの設立経緯

国民による司法アクセスの抜本的拡充のため、従来の司法制度の改革の必要性が指摘されるに至り、司法制度改革審議会での議論を経て、平成16年6月、総合法律支援法が公布された。この総合法律支援を担う中核として、平成18年4月に国の出資により日本司法支援センター、通称、法テラスが設立された。

イ 法テラスの基本理念

法テラスは、司法を国民により身近なものとするため、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指すことを基本理念としている。

ウ 法テラスの組織

法テラスでは、全国108か所に事務所、地方事務所、支部、出張所、地域事務所を設置し、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供している。

エ 法テラスの業務内容

(ア) 情報提供業務

民事、刑事を問わず、法的トラブルを抱えた方に対し、その問合せ内容に応じて、法制度に関する情報だけでなく、弁護士会、地方公共団体などの相談窓口、相談機関に関する情報を無料で提供している。

(イ) 民事法律扶助業務

経済的な資力の乏しい方に対し、弁護士、司法書士による無料の法律相談

を実施したり、弁護士等に裁判等を依頼する場合の弁護士費用等の立替えを実施している。

弁護士費用等の立替えは、代理援助と呼ばれ、立て替えた費用は、利用者から分割で償還してもらう償還制を採っている。この償還金については、相互扶助の観点から、将来の利用者の弁護士費用等の立替えに充てる仕組みを採っており、毎年度おおむね100億円前後の償還金収入を得て、これを大きな原資として代理援助制度を継続している。

民事法律扶助業務の対象となるのは、裁判所における民事事件、家事事件、行政事件に関する手続が対象で、刑事事件は対象から除かれている。犯罪被害者が資力に乏しい場合には、例えば、加害者に損害賠償請求をするなどの民事裁判手続の際に、代理援助を利用することができる。

(ウ) 国選弁護等関連業務

法テラスでは、国選弁護人や国選付添人になろうとする弁護士と契約を締結した上で、国選弁護人等が選任される手続において、裁判所等に契約弁護士の中からその候補を指名通知している。

また、国選弁護人等の報酬を、報酬基準等に基づいて算定し支払うなどの業務を行っている。国選弁護人等の報酬額を算定する際には、法テラスの恣意が入らないようにするため、弁護人の労力や弁護人の成果を反映させた客観的で詳細な報酬基準により、類型的、画一的に算定することとされている。

(エ) 司法過疎対策業務

弁護士等が少ない司法過疎地域に法テラスに勤務する常勤弁護士、通称スタッフ弁護士を配置して、民事法律扶助や国選弁護等の法的サービスを提供している。

(オ) 犯罪被害者支援業務

犯罪被害者に対し、犯罪被害者支援に精通した弁護士を紹介したり、DVやストーカー等の被害者に弁護士による法律相談などを行っている。

(カ) 東日本大震災法律援助業務

時限の業務ではあるが、東日本大震災の被災者に対し、資力の状況にかかわらず、弁護士等による法律相談、弁護士等の費用の立替え等を実施している。

オ 犯罪被害者支援制度の拡充に伴う法テラス関連業務の充実

平成16年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、その後、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が閣議決定された。

この犯罪被害者等基本計画の中で、法テラスの施策として、弁護士費用等の負担軽減のために、法テラスの民事法律扶助制度を活用することや、被害者に対して犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介を行うことなどが挙げられた。これを受け、法テラスでは、犯罪被害者支援専用の犯罪被害者支援ダイヤルを設けるなどするほか、犯罪被害者に、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士、いわゆる精通弁護士の紹介も行っている。

なお、この犯罪被害者等基本計画において、公費による弁護士選任の是非につ

いて引き続き検討することとされたため、「経済的支援に関する検討会」において、日弁連の犯罪被害者等法律援助事業の制度化について検討がなされたが、結論として制度化は見送られた。

平成20年12月、被害者参加人のための国選弁護制度・損害賠償命令制度が導入されると、法テラスでは、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務を行うようになり、損害賠償命令には民事法律扶助を利用できるよう整備した。

平成23年3月、第2次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、被害者参加人への旅費等の支給制度の制定、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和、被害者が損害賠償請求のために弁護士等との打合せをするにあたり、カウンセラー等を同席させる経費の公費負担が挙げられた。これを受け、法テラスでは、被害者参加人への旅費等支給業務を行うなど、支援業務の内容を拡大した。

平成28年の総合法律支援法の一部改正により、平成30年1月からDV、ストーカー等の被害者に対する無料法律相談が実施されるようになった。

これまで刑事事件に関する法律相談は、民事法律扶助業務の対象とはなっていなかったが、ストーカーやDV、児童虐待といった類型は、いずれも深刻な再被害へと急速に発展する危険性が大きいことなどから、資力を問わない法律相談援助が実施できるようになった。なお、この平成28年の法改正では、弁護士による代理援助に相当する規定は設けられていない。これは、ストーカー等の被害者に対する支援としては、法律事務を超えるような非常に幅広い支援が期待されており、代理援助の担い手となる弁護士の確保、他の関係機関等との役割分担や協力体制、それぞれの実施体制などを検討する必要があるためとされている。

カ 法テラスの予算

国選弁護人確保業務等委託費は、主に国選弁護人や国選被害者参加弁護士等への報酬等の支払に充てられるものである。国選弁護人等に関連する業務は、本来国が行うべき業務であるが、その業務を法テラスに委託して実施しているため、委託費という形で予算措置されている。

日本司法支援センター運営費交付金は、主に情報提供業務、民事法律扶助業務、司法過疎対策業務に必要な経費として予算措置されている。

犯罪被害者支援業務のための予算としては、国選被害者参加弁護士への報酬は、委託費として、DV、ストーカー等の法律相談経費、犯罪被害者への専門ダイヤルによる情報提供事業経費などは、運営費交付金として予算措置されている。

委託費が、平成29年度は154億円余りなのに対し、平成30年度は164億円余りと、1年間で10億円以上も増加し、令和2年度は170億円まで増加しているが、これは、被疑者の国選弁護人の対象を拡大する法改正があり、国選弁護人選任の件数が増加したことによるものである。

一方、日本司法支援センター運営費交付金は、平成22年度頃から以降、毎年度おおむね約150億円前後で推移している。令和2年度の法テラスの予算額は、委託費と運営費交付金の合計で約324億円となっており、この予算額は、民事法律扶助の利用者からの償還金収入を除いたものである。平成26年以降の償還

金収入の実績は、年間100億円を上回っている。法テラスの全体の業務運営に必要な経費の全体額としては、この償還金と国から予算措置される国費との合計であり、年間400億円を大きく上回っている。

キ 各委員からの質疑に対する回答

○ 法テラスの予算額と法テラスの決算額はおおむね変わらないのか。

法テラスの予算額と決算額は、おおむね違いはない。

委託費については、1年ごとに精算し、余りが出れば1年ごとに国庫に返納するが、運営費交付金については、4年間の中期計画の期間は、原則として繰越しができ、中期計画期間の最後に、余ったお金を国庫に返納する。

○ 委託費のうち、被害者参加人のための国選弁護士に関する業務の経費はどの程度か。

大まかに言うと、国選被害者参加弁護士への報酬経費は、今年度の予算額で約1億6,000万円措置されている。この点については、次回以降、資料を提示する。

○ 償還金の滞納はどの程度あるのか。

弁護士費用等の立替え分については、原則償還してもらい、その償還金を次の利用者のために充てている。もっとも、資力に乏しい方々が援助対象となっているため、そのうち、生活保護受給者の方、あるいはそれに準じるような経済状況にある方については、申請に基づいて償還を免除するという制度もある。概算的に言うと、年間約50億円近く免除をしているが、それを除いた部分については、約9割近い償還率となっている。

○ カウンセラー費用の立替えはどの程度実施されているのか。

実績はあまり上がっておらず、件数も相当少ない。

予算額は、代理援助の経費、今年度予算の150億円の運営費交付金の内数である。

規定上は、代理援助を受けた場合に打合せに同席したカウンセラーの費用として約5万円を上限として立替えができることとなっている。

○ 運営費交付金のうち、被害者支援ダイヤルやDV等法律相談援助の経費額はどの程度か。

情報提供において、犯罪被害者支援ダイヤルは、コールセンターのオペレーターが対応しているが、そのオペレーター経費について、犯罪被害者支援ダイヤル用という形で予算上は区別していない。

DV等法律相談援助の経費については、DV等の法律相談の実施件数がおおよそ800件ほどあるため、おおむね450万円ほどの予算措置である。

(2) 法テラスによる犯罪被害者支援について

法テラスから、資料2-1～2-3に基づき、以下のとおり、法テラスによる犯罪被害者支援業務について説明があった。なお、各委員の質疑に対する回答の一部は、事務局（司法法制部）から回答している。

ア 情報提供について

情報提供業務として、犯罪被害者が被害に関する刑事手続に適切に関与し、損

害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度情報の紹介をしている。犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携の下、各地の相談窓口情報を収集し、犯罪被害者が必要としている支援窓口の案内を内容としている。誰でも利用料の負担なしに利用でき、犯罪被害者支援ダイヤル、全国の各地方事務所及び法テラスのホームページにて対応している。

窓口紹介をする前提として各関係機関との連携強化に努めており、例えば、法テラスの各地方事務所において、毎年地方協議会という会議を開催しており、犯罪被害者支援をテーマに開催し、関係機関を招待することもある。また、各都道府県において、警察が主催する被害者支援連絡協議会、その他の関係機関が開催する意見交換会、事例検討会等にも出席することもあり、情報交換、意見交換を通じて相互理解を深めている。法テラスの本部においても、関係省庁を訪問して業務説明を行うなど、法テラスにおける犯罪被害者支援業務について理解を得るよう努めている。これらの結果として、利用者の紹介を受けたり、法テラスからの関係機関紹介につながっている。

令和元年度における情報提供の実績は、犯罪被害者支援ダイヤルによる情報提供が1万5,343件、地方事務所による情報提供が1万1,262件、合計2万6,605件となっている。

情報提供においては、犯罪被害者の心情への配慮、二次的被害の防止が重要となり、犯罪被害者に応対する人材の確保や養成、スキルレベルの向上が課題である。法テラスでは、新規採用者向けのを始め、各種職員研修における講義や、コールセンターと共同しての電話対応のロールプレイ研修などを実施している。

イ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介について

情報提供のみでは足りず、弁護士による支援につなげる必要がある場合、各地の弁護士会から推薦を受けた、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を無料で紹介している。

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士として登録されるための要件については、各弁護士会において具体的に設定されており、基本的には、犯罪被害者等の依頼により行う法律事務や犯罪被害者等支援活動の経験があること、又は、日弁連や弁護士会、犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講していることを要件として推薦を得ている。

この制度がカバーするのは、弁護士の紹介までであり、その後の法律相談や弁護士への依頼のための費用は別途必要である。なお、経済的に余裕のない方には、民事法律扶助等の援助制度を案内する。

令和元年度の弁護士紹介実績件数は、1,355件である。

十分な弁護士紹介体制を確保するために、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数を増やす必要がある。また、紹介を受けた弁護士が、シームレスに民事法律扶助や日弁連委託援助等による援助に対応できるよう、民事法律扶助等の複数の基本契約がある弁護士を確保する必要がある。被害の内容等によっては、女性弁護士による支援を求められるため、女性弁護士の十分な確保も必要である。

法テラス本部と日弁連との定期的な協議、法テラスの各地方事務所と各弁護士

会との協議や研修の共催などにより弁護士の確保に努めている。この弁護士の数は、令和元年度は3,781名、女性弁護士は、全ての都道府県で複数名を確保し、全国合計では896名となっている。なお、弁護士1人当たりの年間担当件数は、令和元年度の全国平均で、0.36件となっている。

ウ DV等被害者法律相談援助について

DV等の被害者の置かれている状況の緊急性に鑑み、速やかに弁護士にアクセスして、必要な対応を相談できるようにしている。相談内容について、民事法律扶助におけるような限定はなく、民事関係に限らず、刑事関係も含めての法律相談が可能である。被害者保護の観点から、資力を問わず相談できるが、300万円を超える現預金資産を保有している場合には、相談後に相談料を負担いただく。

令和元年度の相談件数は、DV705件、ストーカー108件、児童虐待19件、合計832件となっている。

年々少しずつ実績件数は増えてきているが、まだまだ周知活動が必要である。特に児童虐待に関する被害救済については、この制度が被害者本人による相談に限定しており、低年齢の児童などは支援者なしでの申込相談は難しいため、子ども向けの広報とともに、支援者向けの広報活動にも力を入れている。具体的には、子ども向けのものとして、制度の概要を分かりやすく説明したポスター及びポケットカードを作成し、小・中学校や図書館等への配布をしている。支援者向けのものとして、昨年度は、関係省庁を通じて全国の教育委員会、配偶者暴力支援センター、都道府県警察、児童相談所、婦人相談所等へチラシの配布を行った。

エ 被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務について

被害者参加制度とは、起訴された事件のうち、殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ、強制性交等の罪など、人の生命・身体・自由に害を被った被害者等について、裁判所の決定により、公判期日に出席し被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。刑事裁判に参加する犯罪被害者が、経済的に余裕がない場合、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担するのが、被害者参加人のための国選弁護制度である。

法テラスは、被害者参加人からの選定請求を受け、裁判所に対し候補者の指名通知を行うとともに、事件終了後の報酬算定及び支払の業務をしている。

この制度利用のための資力要件は、被害を原因として必要となる治療費などの額を控除して、現預金資産200万円未満となっている。

令和元年度の実績件数は595件である。

オ 被害者参加旅費等支給業務について

法テラスでは、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合の旅費、日当、宿泊料を支給する業務を行っており、資力等を問わずに全ての被害者参加人を対象にしている。

令和元年度は、2,818件、約1,900万円の旅費等を支給している。

カ 民事法律扶助制度について

民事法律扶助は、①経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無

料の法律相談を提供し、さらに、弁護士、司法書士への依頼が必要な場合には、その費用を立て替える制度である。民事法律扶助の無料法律相談は、刑事関係の相談は対象外となっている。犯罪被害者支援の関係では、損害賠償請求関係、DV保護命令申立て、代理人との打合せへのカウンセラー同席等に係る費用が立替えの対象となっている。

対象者は、国民又は適法に在留する外国人となっている。

援助要件の一つ目は、資力が一定額以下であること、例えば、単身世帯者であれば、収入月額18万2,000円以下であり、かつ資産180万円以下であることである。

二つ目は、勝訴の見込みがないとはいえないことである。和解等による紛争解決の見込みも含まれる。なお、法律相談援助においては、この要件は問わず、代理援助、書類作成援助においてのみ、これが要件となる。

三つ目は、民事法律扶助の趣旨に適することである。

利用の一般的な流れとしては、無料法律相談の結果、弁護士等への委任が必要になった場合、代理援助を受けるための審査を行い、利用者の資力を確認するための給与明細等の書類のほか、事件関係書類等の提出を受け援助要件を満たしているかを判断する。援助要件を満たしていれば、援助開始決定となり、法テラスが費用を立替払いし、利用者からは、それを毎月分割で償還してもらう。事件終了となったら、受任者からの報告に基づき、受任者への報酬金や立替金残高の償還方法等を決定するという流れになる。民事法律扶助の代理援助等は、償還を前提とした制度になっており、償還金収入を事業費に充てて運営している。

キ 日弁連委託援助制度の犯罪被害者法律援助について

基本的に、被害者参加人のための国選弁護制度やDV等被害者法律相談援助、民事法律扶助制度などが利用できる場合は、犯罪被害者法律援助の対象外となる。

なお、日弁連委託援助では、児童虐待やいじめ等の被害に遭っているなどの事由により、人権救済を必要としている子どもに対する法律援助制度がある。

ク 制度利用の具体例

高速バスで事故に遭い亡くなった者の妻が、法テラスによる法的支援を利用する場合、例えば、まず、日常の生活面に関し、葬儀費用や生活費等について、各種制度を利用できるのかどうかに関する情報提供が考えられる。また、事故後の心身の不調があれば、カウンセリング等のための窓口を紹介することが考えられる。次に、法的手続面に関し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を受けることが考えられる。メディアへの対応や捜査段階における遺族としての事情聴取への同行は、日弁連委託援助を利用して弁護士に依頼することが考えられる。公判段階において、被害者参加人として裁判手続に参加するに当たり、被害者参加人のための国選弁護制度を利用し、公判期日出席のための交通費については、被害者参加旅費等の支給を受けることが考えられる。民事の損害賠償請求の関係については、民事法律扶助制度を利用することが考えられる。

ケ 各委員からの質疑に対する回答

- 立替費用の償還の開始時期はいつからか。

償還のために金融機関の口座からの自動引落しの手続などをする必要があり、援助開始決定から2か月程度後から償還を開始してもらっているのが実情である。なお、生活保護を受給している方は、事件進行中は償還が猶予される。

援助開始決定の決定書に、償還の開始時期について明記し、利用者に伝えるようにしている。

- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士による支援は、全国的に犯罪被害者のニーズを満たす質と量を備えているか。

弁護士1人当たりの担当件数は、それほど多くないため、犯罪被害者が弁護士を紹介してもらいたいのに紹介してもらえない例が多くあるという報告は受けていない。

ただ、犯罪被害者のうち女性は、女性の弁護士を希望することがあり得るところ、各都道府県で複数名の女性弁護士を確保しているものの、その割合は高いとはいえ、各弁護士の事情により、今後犯罪被害者に対する紹介体制が十分という状況が維持できるかという問題はある。法テラスとしては、引き続き犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数の確保は課題となっていると認識している。

- 紹介した犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士に対する苦情はあるのか。あるとしてどの程度あるか。

法テラスでは、犯罪被害者の心情に寄り添えているかという観点から、法テラスを利用した犯罪被害者にアンケートを実施している。

犯罪被害者からは、おおむね好評価を得ているが、やはり犯罪被害者と弁護士との相性や犯罪被害者の心情などの事情もあり、数件は弁護士について消極的な評価をされることもある。

- 民事法律扶助における援助申込みから援助開始決定までの期間はどの程度か。

援助開始決定については、早急に出す必要があり、おおむね援助申込みから1～2週間程度で行っている。もっとも、事務所の規模や援助申込みの状況などから、より時間がかかるケースもある。

- 犯罪被害者に対するアンケートは、利用者全てに配布しているのか。

法テラス来訪時または担当弁護士を通じてアンケート用紙を配布するなど、基本的に犯罪被害者全員に向けてアンケートを実施するようにしているが、全員から回答がある訳ではない。

- 一般の方の法テラスの認知度はどの程度か。認知をしてもらうための法テラスの広報活動としてはどのようなものがあるのか。

名称認知度は、56から57%と半分以上あるものの、いわゆる業務認知度、法テラスがどのようなことをしているところかという業務内容の認知度は、16%から17%となっている。

広報活動は、パンフレットの配布、ユーチューブ動画の投稿、政府広報への法テラス施策の広報、ツイッターによる広報など多種多様な活動をしている。

(事務局(司法法制部)から回答)

○ 法テラスが、弁護士会、被害者支援センター、性被害ワンストップ支援センター、警察、検察等と集まって開催している連携会議の実施地域の範囲や実施状況はどうか。

おって確認してお知らせする。

○ 犯罪被害者は、どういうところから法テラスの支援ダイヤルや地方事務所の窓口を知ってアクセスしているのか。

おってお知らせするが、警察からの紹介が多いという認識である。

○ 打合せ時のカウンセラー同席には、どのような要件があるのか。同席するカウンセラーは一定の資格があることを要するのか。

対象は、損害賠償命令申立てができる被害について損害賠償請求関係の代理援助を受けている犯罪被害者で、被害を原因として弁護士等とのコミュニケーションに障害が生じている場合に限られる。

同席するカウンセラーは、医師、臨床心理士及び犯罪被害者を支援する団体の専門相談員等を指す。

○ 例えば、犯罪被害者が損害賠償命令制度で賠償命令を得たものの、加害者に資力がなく支払を受けられない場合でも、立替費用の償還を要するのか。猶予とはならないのか。

犯罪被害者が、損害賠償請求による勝訴判決を得ても相手から支払がない場合、弁護士費用等の立替えをした上で、そのときの犯罪被害者の経済状況によって、償還を猶予するということもある。

(3) 日本弁護士連合会における犯罪被害者法律援助への取組みについて

黒井新委員及び長谷川桂子委員から、資料3-1、3-2に基づき、以下のとおり、日本弁護士連合会における犯罪被害者法律援助への取組みについて説明があった。なお、各委員の質疑に対する回答の一部は、法テラスから回答している。

ア 日弁連発出にかかる犯罪被害者支援弁護士制度の導入を求める意見書について

日弁連では、令和元年11月22日付けで国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入を求める意見書を発出している。平成24年3月にも同様の意見書を発出しているが、なかなか制度の実現がなかったため、令和元年に再度発出した。

意見書では、弁護士が、犯罪被害者支援として、例えば、代理人としてコメントを発出するなどのマスコミ対応を行っていることや示談対応をしていることが記載されている。示談対応は、捜査機関や民間の支援団体では難しい法的な援助である。そういった観点から、弁護士による犯罪被害者支援が重要であると指摘されている。

また、現状では、特に弁護士による捜査段階の支援に対して公的な費用が投入されていないことも記載されている。

前回説明したとおり、犯罪被害者法律援助の件数は、この10年間で4倍程度となり、支出額も4倍近い増加となっている。この費用については、日弁連で各会員から特別会費を徴収して賄っている。この徴収については、3年に1回、日弁連において、総会を開き、各会員から承諾を得ているが、犯罪被害者法律援助事業の運営は、現状、財政的に厳しい。

さらに、意見書では、スウェーデンやフィンランドにおいて公的な弁護士制度が導入されており、日本においても、犯罪被害者等基本法があることからすれば導入をすべきであると記載している。

イ 日弁連の犯罪被害者法律援助事業における従来の報酬基準について

前回、犯罪被害者法律援助事業について説明した際、4、5年前までは、支援活動を何項目やったから幾らというような積上げ加算の方式で弁護士に対する報酬を算定していたと説明した。

その当時は、例えば、A分類の様々な項目のうち4項目以上やれば加算する、B分類とされた特に困難な項目、例えば、告訴、告発状を作成して提出した場合は加算するという、加算項目を設けて運営していた。

ただ、一つの事件で、例えば、A分類のものを4項目以上やるというのは、なかなか難しい。最初の相談からアドバイス、捜査対応、それから示談の対応、あるいはマスコミ対応とするだけで、相当な時間と手間と負担が掛かり、報酬と実際の活動とのバランスが取れない。また、B分類のなかで、告訴、告発状を提出したという項目があるが、簡単に作って出ただけで加算してくれというような弁護士もいたこともあって、そういうことで加算するのは、全体の制度として不適當な事情も出てきた。このため、現在では、報酬算定の方法を改正して、基本的には一律幾らという形にしている。

ウ 日弁連の人権擁護大会における犯罪被害者支援に関する基調報告について

2017年の日弁連の人権擁護大会で犯罪被害者支援をテーマにシンポジウムを行った際の基調報告書の中には、公費による弁護士選任制度の更なる拡充に向けてという記載がある。

公費によって賄われている国選被害者参加弁護士制度があるが、それでは不十分であるという話や、同制度の対象とならない場面で、弁護士のこういった活動が必要で有用なのかということも記載されている。例えば、項目としては、メディア対応、刑事弁護人との対応、警察、検察との対応などについても記載がある。

日弁連の犯罪被害者支援委員会が北欧での視察を行った結果も記載されている。

捜査段階の犯罪被害者支援に関連したものとして、ドイツは、捜査段階から資力要件なしで弁護士が選任される制度があり、ドイツの刑事裁判の訴訟参加の要件を満たす被害者には、国費による弁護士依頼権が認められている。

スウェーデンでは、被害者補佐人制度というものがあり、一定の重罪について、資力要件なしで、捜査段階から国費で弁護士を選任する制度がある。制度の沿革としては、1984年に性犯罪被害者のための付添人制度というものができ、付添人の資格は限定されず無報酬であったが、4年後の1988年に被害者補佐人に関する法律が成立し、これによって、捜査・公判の間、国費によって被害者補佐人、弁護士又は弁護士補の支援を受けることができる制度ができた。最初は、深刻な性犯罪について利用できたが、後に法定刑に拘禁刑がある犯罪に拡大している。被害者補佐人の職務は、裁判での証拠提出、刑事手続についての説明、捜査段階における加害者弁護人との交渉、賠償請求、被害者取調べの同席、被疑者

の取調べの立会い、司法面接の立会いなどである。

フィンランドでも、一定の重大な犯罪とか性犯罪について、資力要件なしで、捜査段階から無償で弁護士が選任される制度がある。被疑者取調べへの立会い、被害者聴取の同席などができる。重大な犯罪や性犯罪以外の場合でも、弁護士を頼みたいときには、法律扶助協会の弁護士に依頼でき、その場合は、資力に応じた費用負担となり、無償となる場合もある。

アメリカ、カナダでは、州によって制度が違うものの、州によって、被害者が様々な費用補助を受けることができ、弁護士費用の国費支出がある場合もある。

エ 各委員からの質疑に対する回答

○ 弁護士による報道等への対応について、日弁連や弁護士会による各弁護士への研修・トレーニングは実施しているのか。

マスコミ対応に絞った形では、日弁連全体でトレーニングしてはいない。もっとも、各弁護士会で、被害者支援の研修をする際に、マスコミ対応に触れていることもあると思われる。

なお、マスコミ対応が非常に特殊で、教えてもらわないと弁護士ができないものなのかについてであるが、弁護士は、様々な業務の中で、自分の頭で考えて対応しており、メディアスクラムなどにより酷い状況となっている人がいれば、本などで調べたり、各弁護士会の犯罪被害者支援委員会の委員にどうしたらいいか聞いたりしながら対応できるようにしており、対応はできると思われる。

実際、若い弁護士もマスコミ対応をしている。メディアスクラムの場合であれば、記者クラブ等を通じて申入れをするということのほか、実際に家だとか葬儀会場などに行ってマスコミに対して敷地に立ち入らないようにお断りしたりする交渉をすることもある。マスコミ対応は、スポットのものだけでなく、事件発生から判決確定まで様々なタイミングでマスコミが取材をしようとするのに対し、弁護士がついていきますということを最初にきちんと公表することで、マスコミからの問合せが弁護士の方に来るようになる。マスコミは、事件発生から1年とか、逮捕のタイミング、年末年始の特集番組・記事などで、その事件の特集をしたいということで、話が聞けるかを問い合わせてきたり、本人と接触を取りたいということで、手紙を出したいと言ってくこともある。弁護士がついてると、本人が見たいと言えば見せる、弁護士が内容を確認し本人が内容を知りたいと言えば本人に伝えるなど、マスコミと被害者との間のクッションになることもある。

犯罪被害者がコメントを出す場合、その中で法的な評価に対する言及もあり得る。弁護士は、民事事件等でクレーム対応等をしているため、コメントを出す際に、どういうことを気を付ければよいかという観点からアドバイスができる。裁判の節目節目で犯罪被害者側からコメントを出す際には、弁護士が記者会見、記者レクの場を設定して、そこで声明・意見を出し、犯罪被害者本人の発言について整理をするということもある。

○ 被疑者・被告人の国選弁護人が行う被害者との示談交渉については、公費で

負担されているのか。

国選弁護人の報酬基準には、示談の加算があり、その限りで被疑者国選においても示談交渉が公費で負担されている。

(法テラスから回答)

- 被害者側の弁護士が、被疑者側から示談交渉により賠償金を得た場合、弁護士報酬はどのように算定されるのか。

日弁連の犯罪被害者法律援助事業では、示談等により加害者側から経済的利益を受けた場合は、その額の12%という報酬を定めている。

- 示談交渉というと民事的側面が相当強い業務になるが、刑事手続の国選弁護人の報酬として国費負担とされている活動の中に示談交渉に係る活動も含まれているのか。

国費負担となる対象の詳細については、おっとお知らせする。

(法テラスから回答)

(4) 意見交換

- メディア対応は、必ずしも法律事務とは言えない。現在では、民間のコンサルタント会社でもメディア対応を専門にしているところもあり、民間被害者支援団体でも可能な部分は非常に大きいと思う。弁護士がメディア対応することを否定するものではないが、必ずしも弁護士がメディア対応の最適の専門家であるとは言いきれない。

- 犯罪被害者支援や法テラス設立当初の議論では、共助と公助の区別が非常に不明確であると感じる。公助の部分を含めて共助と呼んでいるところもあり、非常に不明確である。今日においては、これは明確に分けていく必要がある。

公助というのは、具体的に言うと、国から財政支援をもらったり、制度設計で様々な規制を設けたりする極めて強い権力行為である。政策的にいろいろ優先順位がある中で、その優先順位に反対する人も、制度として設定されれば従わなければいけないというのが公助、公的政策であるから、権力的な行為であるということも踏まえなければならない。

権力的な行為として発動するべきものは何なのかというと、当事者間で権力的、あるいは権威的、経済的に、極めて大きな格差が存在するとき、つまり、非対称性があり、これを放っておくことが民主主義の中で不適切と考えられるときに、公的な介入を認められるということになる。このため、例えば、マスコミ対応など一つ一つの項目について、今述べたところに該当すると明確に説明できるのかというところが、一つのポイントにならざるを得ない。

そして、公助という政策を打ったときに、その効果が、最終的にどこに到達するのかということ、きちんと考えなければいけない。犯罪被害者、あるいは被疑者の方に行くのかなどである。

公助の場合には、権力行為であること、放置できないような大きな格差がそこに存在していること、政策の効果の帰着点を慎重に見ていく必要があること、この三つが大原則としてある。

政策を考える場合には、ポリシーミックスで考えないといけない。他の税金等

が投入されて犯罪被害者支援に結びついているものがあれば、そういったもの全体を見る中で、この制度がどうあるべきかという議論をしていく必要がある。海外の例については、各国別にポリシーミックスの形態が異なっていると思われるから、その辺りまで視野に入れる必要がある。

前回、共助と公助の間に中間領域があるのではないかという指摘があり、確かに、公助という権力行為と共助という自発的な行為を組み合わせる部分は当然あると思われる。ただ概念的には、ここは分ける必要があると思われる。

- 犯罪被害者支援全体を考えたときに、刑事手続における被害者の権利・保護は、相当程度進んできているものの、やはり民事関係では、まだまだ大きな問題点があると思っている。

去年民事執行法が改正され、第三者からの情報取得ができるようになったが、この中でも、犯罪被害者等については要保護性が高いということで特別な配慮がなされ、債務者側の給与債権に関し、第三者から情報取得ができるようになった。

これは、民事関係でも、犯罪被害者にある種特別な地位や権利があつて然るべきだということが民事執行法の改正で示されたものと考えている。

こうした観点からすると、法テラスで行っている民事法律扶助の中でも、犯罪被害者に対して一定の配慮がなされてもよいのではないか。例えば、資力要件の問題や償還の時期の問題について、一定程度優遇することも考える余地があるのではないか。

- 日弁連人権擁護大会における基調報告には、「本来犯罪を防止すべき義務を負う国が」という記載があるが、ドイツ憲法のような保護義務論を採っているような国であればともかく、これは日本国憲法の考え方と基本的に合わないと考えている。
- 被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件は、以前は150万円で、少し上がって200万円になったと思われるが、例えば、自営業の方とか、家のローンを抱えている方とか、ローンのため、あるいは自営業のためにある程度お金を用意していると対象外となってしまう。本来ならば刑事手続に関しては資力要件をなくすことができないかと考えている。
- DV等被害者法律相談援助制度では、DVとストーカー、児童虐待の被害者について法律相談を速やかに実施する必要があるため、資力を問わない法律相談が可能となる制度となったのだと思うが、殺人や傷害、交通事故被害に遭った方なども、本来資力を問わない法律相談を速やかに実施する必要があると思われる。